

議案第六六號

町税減免の件

別紙者から地方税法第三百六十七條並に町
税條例第七十二條の規定によつて固定資
産税の減免の申請があつたので申請の通
り昭和三十一年度限り免除するものとす

原案可決

昭和三十一年九月二十九日提出

三朝町長 坂出雅

昭和三十一年九月卅日議決

三朝町長 天野廉



(別紙)

曹源寺	住所	納税義務者
守本松太郎	△	△
昭和三年	年度	課税
固定資産税	税目	減免とする
家屋 五〇・七〇	課税標準	税の明細
1.8	税率	100
三七一〇	税額	
昭三・五廿九火災に 依り住宅全焼したる ため	理由	